

Q 4. パート労働者の時給は、一律最低賃金額です。時給のアップを要求できますか。

A 4. 自分の賃金が働きや貢献に応じたものとなっていないと感じる場合は、事業主や短時間雇用管理者に説明を求めましょう。

パート労働者の賃金（基本給、賞与、役付手当等）について、事業主は正社員とのバランスを考えて、パート労働者の職務内容や意欲、能力などを踏まえて決めるよう努めることとされています（パートタイム労働法第9条）。